

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和元年6月5日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

特に平成30年度においては、デジタルプラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事案について積極的な審査を行い、審査の過程において事業者から改善措置の申出等がなされ、独占禁止法違反の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了した事案について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から事案の概要を公表するなど、社会的ニーズに的確に対応した事件に取り組んだ。

また、平成30年12月30日に施行された環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律により、独占禁止法に確約手続が導入されている。

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第1 審査事件の概況

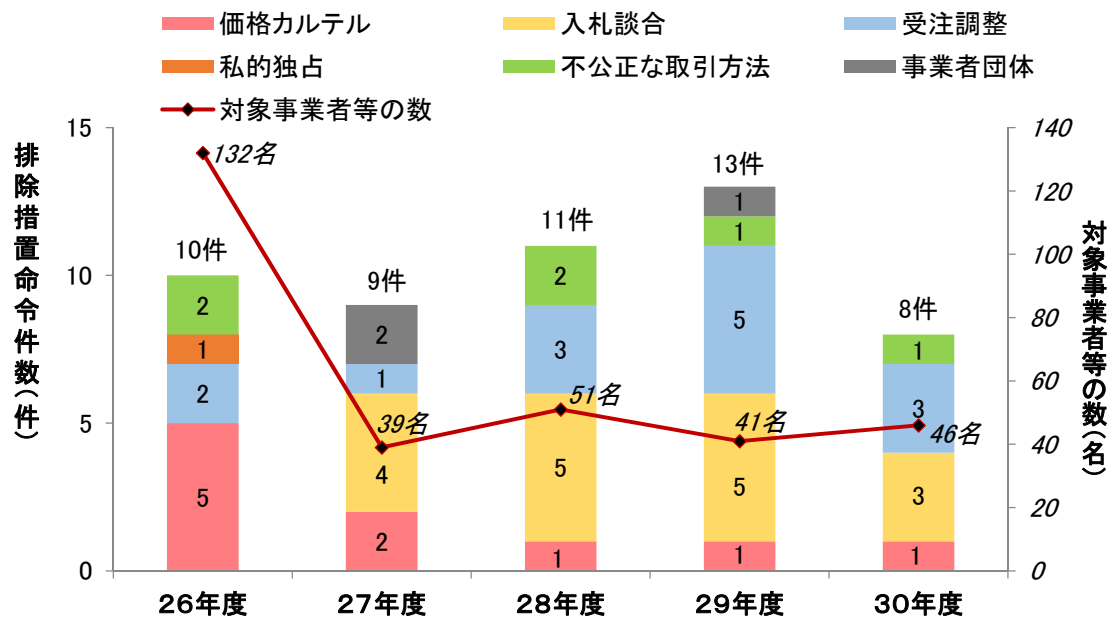
1 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

平成30年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ46名の事業者等に対して、8件の排除措置命令を行った。排除措置命令8件の内訳は、価格カルテル1件、入札談合3件、受注調整3件、不公正な取引方法1件となっている。価格カルテル・入札談合・受注調整7件の市場規模は、総額49億円超である。

第1から第4までにに関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課
電話 03-3581-3381（直通）
第5及び第6に関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当）
電話 03-3581-5478（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

図1 排除措置命令件数等の推移



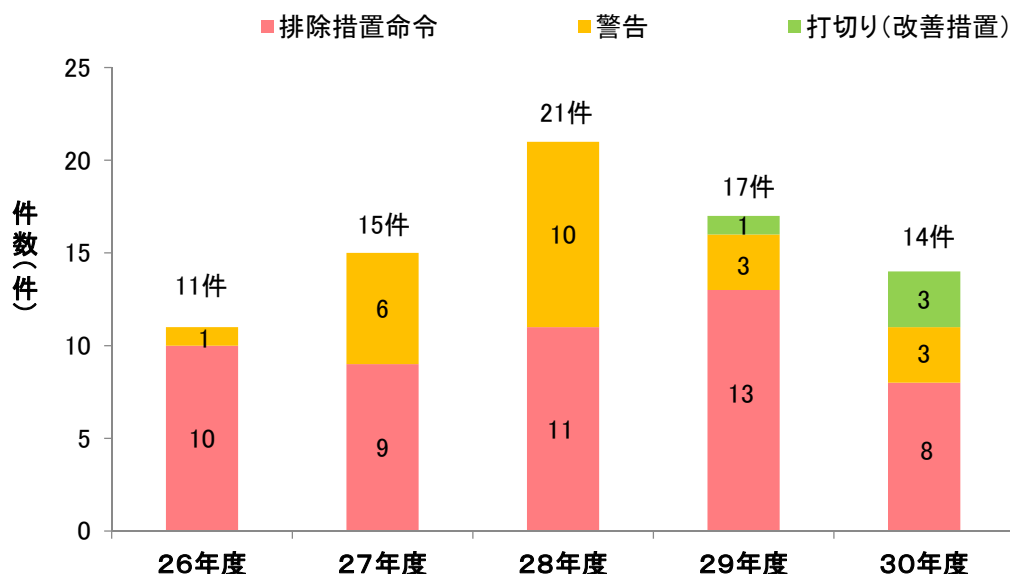
(2) 警告等の状況

平成30年度においては、各事案の内容を踏まえて、迅速な処理を行うことにより競争秩序の早期回復を図った事案や事業者から改善措置の申出等を受けて審査を終了した事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反の疑いのある行為が認められた3件について、関係事業者に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行った（優越的地位の濫用：2件、拘束条件付取引：1件）。

イ デジタルプラットフォームに関する事案等の事業者から改善措置の申出等を受けた3件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（排他条件付取引：2件、拘束条件付取引：1件）。

図2 排除措置命令・警告等の件数の推移



(注)「打ち切り(改善措置)」は、独占禁止法に基づく審査の過程において事業者から改善措置の申出等を受けて審査を終了した事案である。

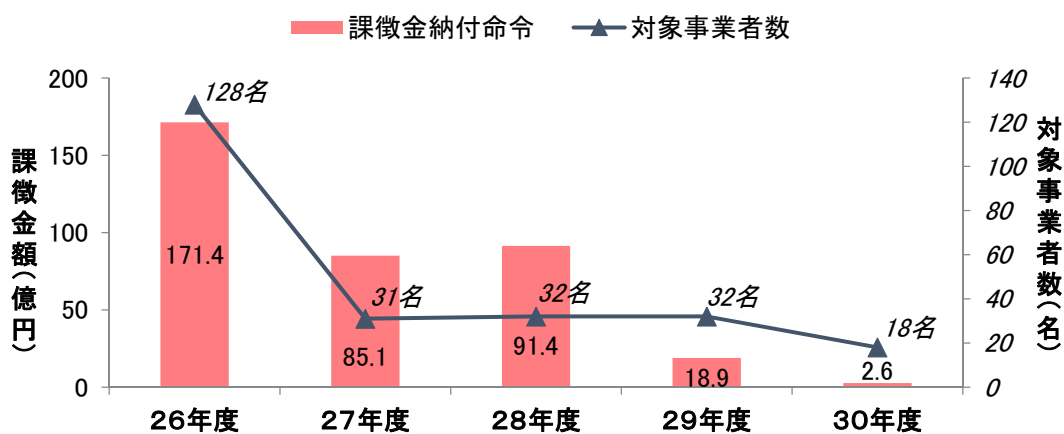
(3) 課徴金納付命令の状況

平成30年度においては、延べ18名の事業者に対して、総額2億6111万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は1450万円（注1）であった。

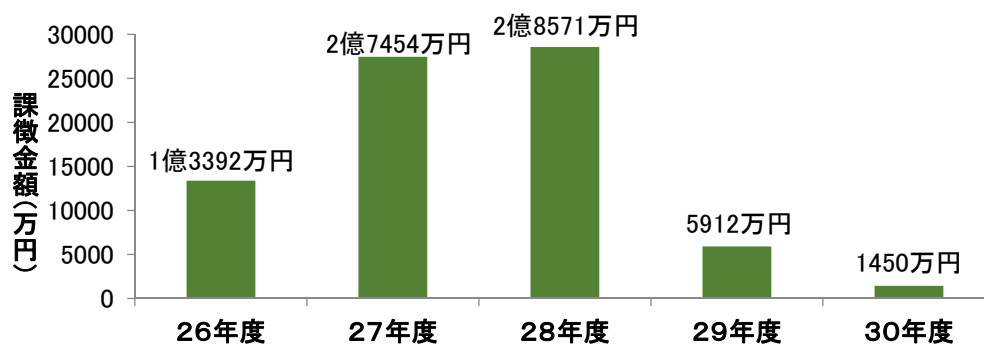
（注1） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



（注）課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



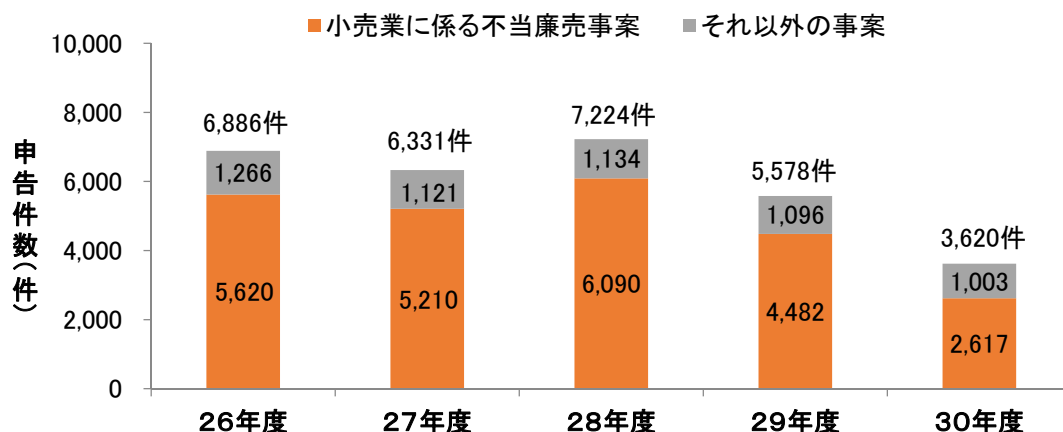
（注）課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 申告の状況

平成30年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、3,620件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成30年度においては、3,887件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



3 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成30年度において、72件であった（平成18年1月の制度導入時から平成30年度末までの累計は1,237件）。

また、平成30年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件7件における延べ21名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注2）。

（注2） 公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトにて、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	累計 (注 3)
申請 件数	1 0 2	5 0	6 1	1 0 2	1 2 4	1 0 3	7 2	1, 2 3 7

(注 3) 課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から平成 3 1 年 3 月末までの件数の累計。

表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件，延べ事業者数)

年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	累計 (注 6)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数 (注 4) (注 5)	1 9	1 2	4	7	9	1 1	7	1 3 6
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数 (注 5)	4 1	3 3	1 0	1 9	2 8	3 5	2 1	3 4 8

(注 4) 法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には、法的措置件数を 1 件としている。

(注 5) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件及び当該事業者を含む。

(注 6) 課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から平成 3 1 年 3 月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル・入札談合・受注調整

(1) 価格カルテル

平成30年度においては、近畿地区に店舗を設置する百貨店業者による価格カルテル事件について、1件の法的措置を採った。

近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。
(平成30年10月3日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：1億9397万円)

(2) 入札談合・受注調整

ア 入札談合

平成30年度においては、宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札等における談合事件について、3件の法的措置を採った。

宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成30年7月26日 排除措置命令(3件)及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：2503万円)

○宮城県に対する要請(平成30年7月26日)

本件審査の過程において、宮城県が、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、同県が定める談合情報対応マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。

イ 受注調整

平成30年度においては、民間の事業者が発注する物品等の調達における受注調整事件について、3件の法的措置を採った。

全日本空輸株式会社発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。
(平成30年7月12日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：3186万円)

ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。
(平成30年10月18日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額：1025万円)

ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。

2 不公正な取引方法

(1) 競争者に対する取引妨害

平成30年度においては、農林水産省が東北農政局において発注した土木一式工事に係る取引における取引妨害について、1件の法的措置を採った。

株式会社フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。
(平成30年6月14日 排除措置命令)

ア 建設業者10社に対する注意（平成30年6月14日）

本件審査の過程において、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められたことから、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定の違反につながるおそれがあるものとして、建設業者10社に対し、注意を行った。

イ 農林水産省に対する申入れ（平成30年6月14日）

(7) 東北農政局の職員の行為

本件審査の過程において、農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

(8) 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為

本件審査の過程において、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、前記アの行為を行っていた事実が認められ、このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

(2) 排他条件付取引

平成30年度においては、みんなのペットオンライン株式会社が、ブリーダーとの取引において、その事業活動を制限している疑いについて審査を行った。また、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan株式会社が、取引先事業者との間の契約において、その事業活動を制限している疑いについて、ITタスクフォースにより審査を行った。

どちらの案件についても、審査の過程において、事業者から違反被疑行為に係る改善措置の申出等がなされたところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから審査を終了し、事案の概要を公表した。

みんなのペットオンライン株式会社が、同社が運営するブリーダー（注7）と一般消費者の間の犬又は猫の取引を仲介するウェブサイトを利用するブリーダーに対し、

同社以外が運営する仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑いがあった。

(注7)「ブリーダー」とは、販売を目的として、犬や猫等の繁殖を行う事業者をいう。

(平成30年5月23日 公表)

エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及びAirbnb Japan株式会社が、エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シーの運営する、住宅を活用した宿泊サービス(以下「民泊サービス」という。)の提供及びそれを受けることを仲介するウェブサイト(以下「民泊サービス仲介サイト」という。)に同社の取引先事業者がAPIを利用して民泊サービスの情報の掲載等をするに当たって、他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑いがあった。

(平成30年10月10日 公表)

(3) 拘束条件付取引

平成30年度においては、タクシー事業協同組合による拘束条件付取引事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

今治タクシー事業協同組合が、組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券(チケット)の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり、組合員が行うタクシー事業に関して、

(1) 遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。

(2) 平成29年6月以降、乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。

(平成31年3月26日 公表)

また、Apple Japan合同会社が、MNO(注8)3社(注9)との契約に基づき、MNO3社の事業活動を制限している疑いについて、ITタスクフォースにより審査を行った。本件については、審査の過程において、Apple Japan合同会社の最終親会社であるアップル・インコーポレイテッドから、契約の一部を改定するとの申出がなされたところ、上記の疑いが解消されるものと認められたこと等から、審査を終了し、事案の概要を公表した。

(注8) Mobile Network Operator(電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用しているもの)の略。

(注9) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社。

Apple Japan合同会社が、同社とMNO3社との契約に基づき、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、MNO3社の事業活動を制限している疑いがあった。

(平成30年7月11日 公表)

3 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用行為については、「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

平成30年度においては、岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、同タスクフォースにより審査を行い、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

岩手県産株式会社は、納入業者のうち、1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。

（平成30年11月21日 警告）

このほか、平成30年度においては、同タスクフォースにより調査を行い、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして56件の注意を行った。（別添1参照）

また、都市ガスの製造販売、ガス機器の販売等を営む事業者によるサービスショップに対する優越的地位の濫用事件について、独占禁止法に違反するおそれがある行為が認められたことから、警告を行った。

大阪瓦斯株式会社は、遅くとも平成25年4月以降、大阪ガスブランドのファンヒーターについて、自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し、当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして、サービスショップに対し、必要以上に自社から購入させている疑い。

（平成31年1月24日 警告）

(2) 不当廉売

平成30年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注10）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして227件の注意を行った（表3）。

また、石油製品小売業者に対してレギュラーガソリンをその供給に要する費用を著しく下回る対価で供給していた石油製品卸売業者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして3件の注意を行った。

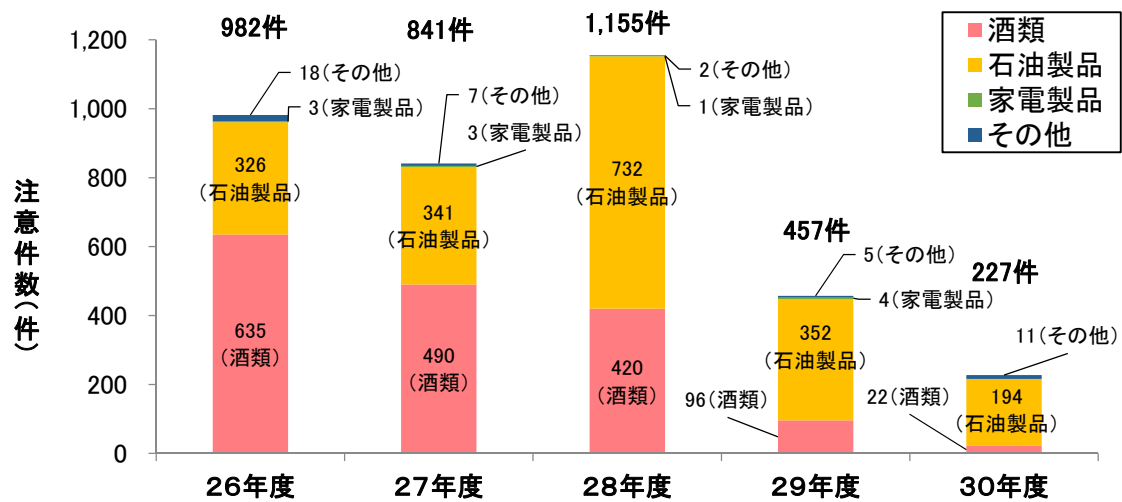
（注10） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表 3 平成 3 0 年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	2 2	1 9 4	0	1 1	2 2 7

図 6 不当廉売事案の注意件数の推移



（※） 注意件数は、下から①酒類，②石油製品，③家電製品，④その他の順に記載。

第3 IT・デジタル関連分野における取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

平成30年度は、ITタスクフォース等において処理したIT・デジタル関連分野の3つの事案の処理結果を公表した（平成30年度のIT・デジタル関連分野における取組状況については、別添2を参照）。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

平成30年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が117件、農業分野が20件、電力・ガス分野が24件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野	03-3581-5492
農業分野	03-3581-3387（※）
電力・ガス分野	03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注11）

平成30年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は7件（注12）であったところ、同年度中に新たに3件が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）ため、同年度に係属した排除措置命令等取消請求訴訟は10件となった。

これら平成30年度の係属事件10件のうち、同年度中に原告の請求を棄却する判決が4件（うち1件は同年度中に原告が控訴、残り3件は同年度末時点で上訴期間中であつたが、その後、いずれも原告が控訴している。）、原告の請求を一部認容する判決が1件（同年度末時点で上訴期間中であつたが、その後、控訴期間の経過をもって確定し終了した。）あつた（別表第7表参照）。

これらの結果、平成30年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件である。

なお、前記執行停止の申立て1件については、平成30年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され、その後、即時抗告されたところ、同年度中に東京高等裁判所において棄却決定が出され、確定した。

（注11） 審判制度の廃止に伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注12） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

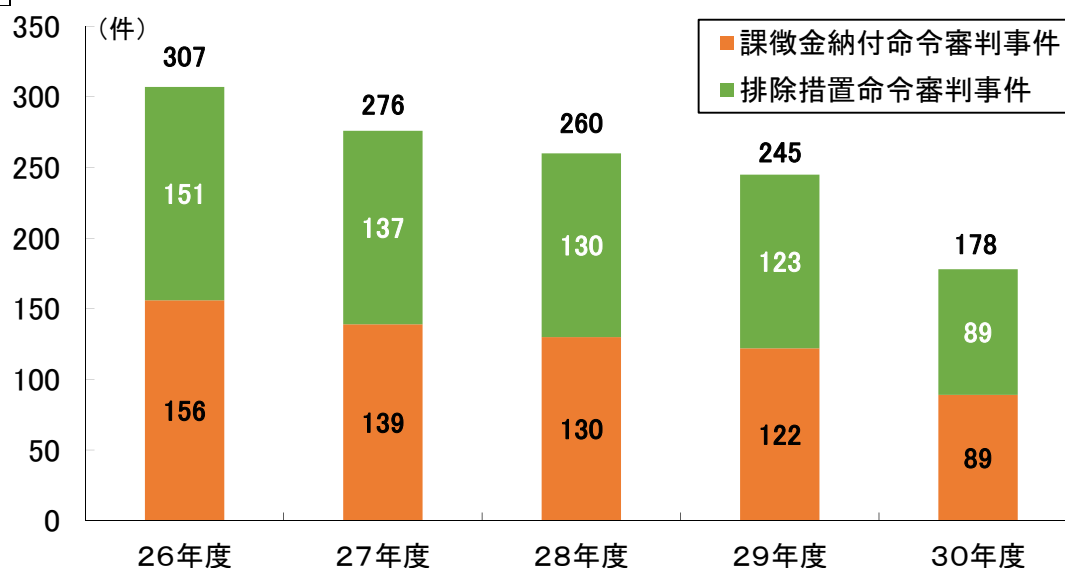
第5 審判及び審決等の概要

平成30年度中に係属していた審判事件数（注13）は178件（うち89件は課徴金納付命令に係るもの）である。平成30年度においては、15件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決6件、排除措置命令を変更する旨の審決1件及び排除措置命令を取り消す旨の審決1件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決6件及び課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決1件である。

この結果、平成31年3月末時点では163件の審判事件が係属中である。

（注13） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図7 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決

(1) 審判請求棄却審決

平成30年度においては、次の合計6件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者による受注調整事件に係るもの5件
- ・ 食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

(2) 排除措置命令を変更する旨の審決

- ・ 食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

(3) 排除措置命令を取り消す旨の審決

- ・ CDMA携帯無線通信に係る知的財産権のライセンス契約による拘束条件付取引に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決

(1) 審判請求棄却審決

平成30年度においては、次の合計6件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ 自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見

積み合わせの参加業者による受注調整事件に係るもの 5 件

- ・ 食料品，日用雑貨品，衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの 1 件

(2) 課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決

- ・ 食品，日用雑貨品，衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの 1 件

第6 審決取消請求訴訟

平成30年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注14）は11件であったが、平成30年度中に新たに1件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成30年度に係属した審決取消請求訴訟は12件である。（別表第10表参照）。

平成30年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が、原告の請求を棄却する判決をしたものが9件（うち1件は上訴期間の経過をもって確定、8件は原告が上訴）あった。また、最高裁判所が、①上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが2件（うち1件は、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）、②上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件あった。

この結果、平成31年3月末時点では8件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注14） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第 1 表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件，名又は円）

年 度			2 6	2 7	2 8	2 9	3 0
審査 件数	前年度からの繰越し		1 0	1 1	1 5	2 1	2 5
	年度内新規着手		1 1 8	1 2 7	1 3 4	1 2 2	1 1 8
	合 計		1 2 8	1 3 8	1 4 9	1 4 3	1 4 3
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	1 0 1 3 2	9 3 9	1 1 5 1	1 3 4 1	8 4 6
		終 了（違反認定）	0	0	1	1	0
	その他	警 告	1	6	1 0	3	3
		注 意	1 0 2	1 0 6	8 4	8 8	9 5
		打切り	4	2	2 2	1 3	1 4
		小 計	1 0 7	1 1 4	1 1 7	1 0 5	1 1 2
	合 計		1 1 7	1 2 3	1 2 8	1 1 8	1 2 0
次年度への繰越し		1 1	1 5	2 1	2 5	2 3	
課 徴 金 納 付 命 令	納付命令	対象事業者数	1 2 8	3 1	3 2 (注1)	3 2	1 8
	合 計	対象事業者数	1 2 8	3 1	3 2	3 2	1 8
		課徴金額	171 億 4303 万	85 億 1076 万	91 億 4301 万 (注1)	18 億 9210 万	2 億 6111 万
告 発 件 数			1	1	0	1	0

（注 1） 罰金調整の結果，課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 平成30年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
（単位：件）

内容		処理別	法的措置	その他				合計
			排除措置命令	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占			0	0	0	0	1	1
カルテル	価格カルテル（注1）		1	0	0	12	1	14
	入札談合		3	0	0	1	0	4
	受注調整		3	0	0	0	0	3
	小 計		7	0	0	13	1	21
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		0	0	0	7	1	8
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	1	4	7	12
	取引妨害		1	0	0	2	1	4
	優越的地位の濫用		0	0	2	56	0	58
	不当廉売		0	0	0	7	3	10
	共同の取引拒絶		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	1	0	1
	小 計		1	0	3	77	12	93
そ の 他（注2）			0	0	0	5	0	5
合 計			8	0	3	95	14	120

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第3表 排除措置命令（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

年度		26	27	28	29	30	合計
内容							
私 的 独 占		1	0	0	0	0	1
カルテル	価格カルテル	5	2	1	1	1	10
	入札談合	0	4	5	5	3	17
	受注調整	2	1	3	5	3	14
	小 計	7	7	9	11	7	41
不正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	1	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	1	0	0	1
	取引妨害	1	0	0	0	1	2
	優越的地位の濫用	1	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	1	0	1
	小 計	2	0	2	1	1	6
その他（注2）		0	2	0	1	0	3
合 計		10	9	11	13	8	51

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第4表 平成30年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条 (注)	命令年月日
1	30 (措) 12	株式会社フジタ に対する件	フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した5件の土木一式工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。	19条（一般 指定14項）	H30.6.14
2	30 (措) 13	全日本空輸株式 会社が発注する 制服の販売業者 に対する件	全日本空輸株式会社発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.7.12
3	30 (措) 14	宮城県大崎市等 が発注する建設 関連業務の入札 参加業者に対す る件	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.7.26
4	30 (措) 15	宮城県北部土木 事務所が発注す る建設関連業務 の入札等の参加 業者に対する件	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.7.26
5	30 (措) 16	宮城県北部土木 事務所栗原地域 事務所が発注す る建設関連業務 の入札参加業者 に対する件	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H30.7.26
6	30 (措) 17	近畿地区に店舗 を設置する百貨 店業者に対する 件	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	H30.10.3
7	30 (措) 18	ドコモショップ ユニフォームの 見積り合わせの 参加業者に対す る件	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.10.18
8	30 (措) 19	ドコモショップ ユニフォームの 見積り合わせの 参加業者に対す る件	ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3条後段	H30.10.18

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第5表 平成30年度警告事件の概要

一連 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	警告年月日
1	岩手県産(株) に対する件	納入業者のうち、1か月間における特定商品（納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたものをいう。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。	19条（2条 9項5号）	H30.11.21
2	大阪瓦斯(株) に対する件	遅くとも平成25年4月以降、大阪ガスブランドのファンヒーターについて、自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し、当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして、サービスショップに対し、必要以上に自社から購入させている疑い。	19条（2条 9項5号）	H31.1.24
3	今治タクシー事業協同組合に対する件	組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり、組合員が行うタクシー事業に関して、 （1）遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。 （2）平成29年6月以降、乗車する客が運賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。	19条（一般 指定12項）	H31.3.26

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第6表 平成30年度課徴金納付命令等一覧

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 平成30年（措）第13号	全日本空輸株式会社発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3	3,186 万	H30. 7. 12
2	宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件 平成30年（措）第14号	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5	2,035 万	H30. 7. 26
3	宮城県北部土木事務所が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件 平成30年（措）第15号	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	151 万	H30. 7. 26
4	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件 平成30年（措）第16号	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1	317 万	H30. 7. 26
5	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件 平成30年（措）第17号	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者が、近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げる旨を合意していた。	5	19,397 万	H30. 10. 3
6	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件 平成30年（措）第18号	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	3	1,025 万	H30. 10. 18
合 計			18	2 億 6111 万	

第7表 平成30年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	ルビコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 10 億 6774 万円）	28. 9. 23	東京地裁 31. 3. 28	請求棄却判決 （31. 4. 10 控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
2	ニチコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 36 億 4018 万円）	28. 9. 26	東京地裁 31. 3. 28	請求棄却判決 （31. 4. 12 控訴） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
3	松尾電機株式会社による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 4 億 2765 万円）	28. 9. 27	東京地裁 31. 3. 28	請求一部認容判決 （控訴期間の経過をもって確定） （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
4	奥村組土木興業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28. 9. 28	東京地裁 R 元. 5. 9	請求棄却判決 （控訴期間中） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（28. 12. 14）（確定）
5	常盤工業株式会社による件	東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（課徴金額 5544 万円）	29. 3. 3	東京地裁 30. 11. 8	請求棄却判決 （30. 11. 22 控訴） （課徴金納付命令取消請求）
				東京高裁 R 元. 5. 15	控訴棄却判決 （上告期間中） （課徴金納付命令取消請求）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	土佐あき農業 協同組合による件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	29. 5. 2	東京地裁 31. 3. 28	請求棄却判決 （31. 4. 11 控訴） （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（29. 7. 31）（確定）
7	株式会社富士 通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京地裁	係属中 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
8	公益社団法人 神奈川県ＬＰ ガス協会による件	神奈川県ＬＰガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のＬＰガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30. 6. 25	東京地裁	係属中 （排除措置命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（30. 7. 11） 即時抗告の棄却決定（30. 7. 17）（確定）
9	株式会社阪急 阪神百貨店による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。（課徴金額 6758 万円）	30. 12. 5	東京地裁	係属中 （課徴金納付命令取消請求）
10	株式会社高島 屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた。（課徴金額 5876 万円）	31. 3. 29	東京地裁	係属中 （課徴金納付命令取消請求）

第8表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		2 6 (注1)	2 7	2 8	2 9	3 0
審判事件数	前年度からの繰越件数	1 6 5	2 7 5	2 6 0	2 4 5	1 7 8
	審判手続開始件数	1 4 2	1 (注2)	0	0	0
	うち排除措置命令審判事件	7 2	1	0	0	0
	うち課徴金納付命令審判事件	7 0	0	0	0	0
	年度内審判係属事件数	3 0 7	2 7 6	2 6 0	2 4 5	1 7 8
審決件数	排除措置命令に係る審判請求棄却審決等	1 5	7	6	3 3	8
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決等	1 8	9	8	3 3	7
	合 計	3 3	1 6	1 4	6 6	1 5
次年度への繰越し		2 7 5	2 6 0	2 4 5 (注3)	1 7 8 (注4)	1 6 3

(注1) 平成26年度における審決のうち1件は、当委員会がエア・ウォーター㈱に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判事件数には算入していない。

(注2) 平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行った(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。

(注3) 平成28年度においては、14件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。このため、平成28年度における次年度への繰越件数は、245件となる。

(注4) 平成29年度においては、66件の審決を行ったほか、1件の審判請求取下げがあった(NTN株式会社に対する件)。このため、平成29年度における次年度への繰越件数は、178件となる。

第9表 平成30年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 10	25 (判) 11～20	株式会社小 糸製作所に 対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、自動車メーカ―5社等がそれぞれ見積り合わせを実施して受注者を選定するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕) 【課徴金額に係る認定】 34億2859万円(合計) 被審人が違反行為により受注したヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの売上額を課徴金の対象として認めた。	旧法 66 条 2 項 (3 条後段, 7 条の 2)	30. 5. 30 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
11 ・ 12 *	23 (判) 82・83	株式会社山 陽マルナカ に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 165 社のうち、127 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 2億2216万円→1億7839万円 被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	旧法 66 条 3 項, 旧法 66 条 2 項 (19 条 [2 条 9 項 5 号], 20 条の 6)	31. 2. 20 (排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決)
13	22 (判) 1	ク ア ル コ ム・インコ ーポレイテ ッドに対す る件	【違反行為に係る認定】 被審人が、被審人等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているとして排除措置を命じたことについて、公正競争阻害性があるとはいえず拘束条件付取引に該当しないと認定し、排除措置命令を取り消した。(不公正な取引方法〔拘束条件付取引〕)	旧法 66 条 3 項 (19 条 [2 条 9 項 4 号])	31. 3. 13 (排除措置命令を取り消す審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
14 ・ 15 ＊	25 (判) 28・29	株式会社ラ ルズに対す る件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち 88 社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。 (不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 12 億 8713 万円 被審人と納入業者 88 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	旧法 66 条 2 項 (19 条〔2 条 9 項 5 号〕, 20 条の 6)	31.3.25 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

(注 1) 「一連番号」欄に「＊」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである（平成 30 年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第 12 表参照）。

(注 2) 平成 25 年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

第 10 表 平成 30 年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	積水化成品工業株式会社ほか 1 名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法採用工事で使用されるEPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕) 【課徴金額に係る認定】 8267 万円 (2 社合計) 被審人らが違反行為により受注したEPSブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 3. 10	東京高裁 30. 3. 23	請求棄却判決 (30. 4. 7 上告及び上告受理申立て)
				最高裁 30. 12. 13	上告棄却及び上告不受理決定
2	カネカケンテック株式会社ほか 1 名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、EPS工法採用工事で使用されるEPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔受注調整〕) 【課徴金額に係る認定】 2873 万円 (2 社合計) 被審人らが違反行為により受注したEPSブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 3. 10	東京高裁 30. 4. 20	請求棄却判決 (30. 5. 7 上告受理申立て)
				最高裁 30. 12. 13	上告不受理決定
3	株式会社飯島工事ほか 1 名による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取	29. 7. 12	東京高裁 30. 9. 7	請求棄却判決 (30. 9. 19 上告及び上告受理申立て)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		引制限〔入札談合〕 【課徴金額に係る認定】 2163 万円（2 社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁	係属中
4	株式会社天川組による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1866 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 13	東京高裁 30. 4. 27	請求棄却判決 (30. 5. 9 上告及び上告受理申立て)
				最高裁 30. 10. 12	上告棄却及び上告不受理決定
5	三森建設株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1434 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 13	東京高裁 30. 10. 26	請求棄却判決 (30. 11. 12 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
6	天川工業株式会社ほか 8 名 による件 【上告審・岩波建設株式会社ほか 7 名】	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 5922 万円 (9 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 14	東京高裁 30. 8. 10	請求棄却判決 (29. 8. 23 原告天川工業株式会社を除く 8 名につき、上告及び上告受理申立て 原告天川工業株式会社につき、上訴期間の経過をもって確定)
				最高裁	係属中
7	株式会社廣川工業所による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2772 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 7. 18	東京高裁 30. 8. 31	請求棄却判決 (30. 9. 11 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中
8	植野興業株式会社ほか 6 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕)	29. 7. 18	東京高裁 30. 11. 30	請求棄却判決 (30. 12. 14 上告及び上告受理申立て)

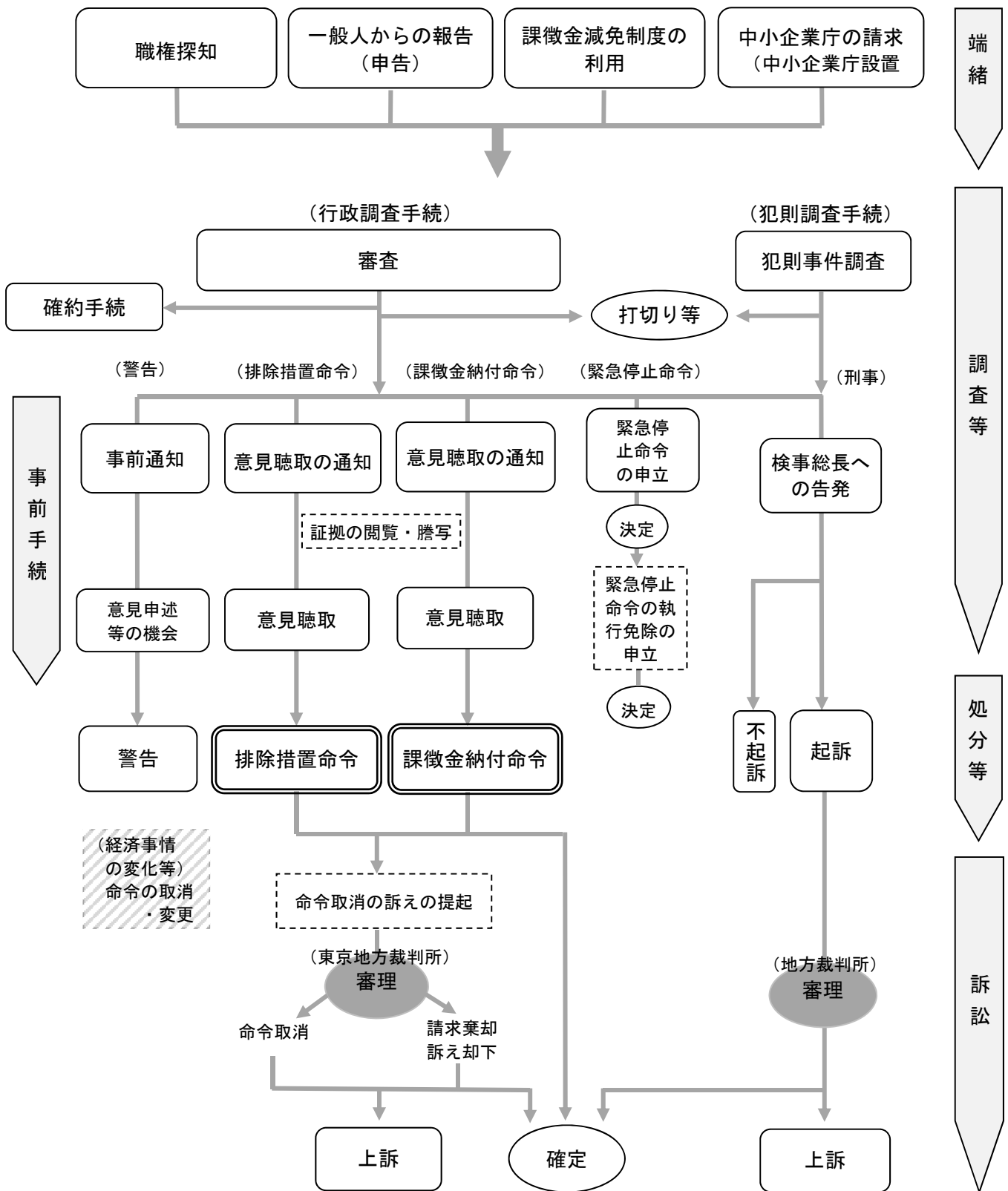
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 2 億 2583 万円（7 社合計） 被審人らが違反行為により受注した山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。		最高裁	係属中
9	友愛工業株式会社による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 2631 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 11. 1	東京高裁 30. 11. 30	請求棄却判決 (30. 12. 17 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中
10	株式会社中村工務店による件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 3245 万円 被審人が違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 11. 2	東京高裁 30. 10. 26	請求棄却判決 (上訴期間の経過をもって確定)

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
11	飯塚工業株式 会社ほか 5 名 による件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。(不当な取引制限〔入札談合〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 1975 万円 (6 社合計) 被審人らが違反行為により受注した山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	29. 11. 2	東京高裁 R 元. 5. 17	請求棄却判決
12	株式会社山陽 マルナカによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である 165 社のうち、127 社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 1 億 7839 万円 被審人と納入業者 127 社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	31. 3. 22	東京高裁	係属中

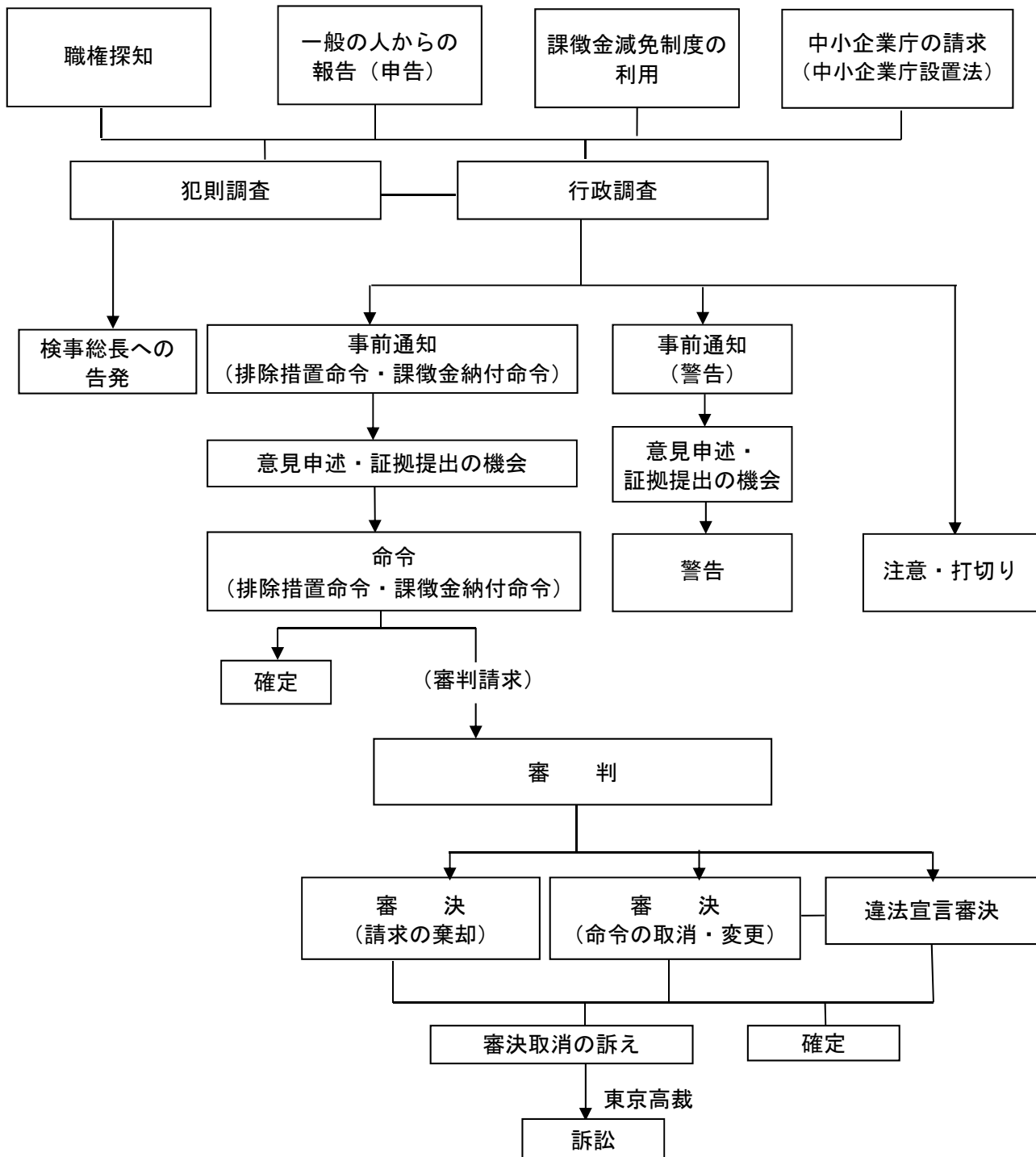
(参考) 平成31年度(令和元年度)に提起された審決取消請求訴訟

件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
株式会社ラルズによる件	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認めた。(不公正な取引方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 12億8713万円 被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。	31.4.24	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第２条の規定により、平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

平成30年度における優越タスクの取組状況

第1 処理の状況

1 処理概況

公正取引委員会は、平成21年に、「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。平成30年度においては、優越タスクを活用して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、警告1件、注意56件を処理した。

2 警告の概要

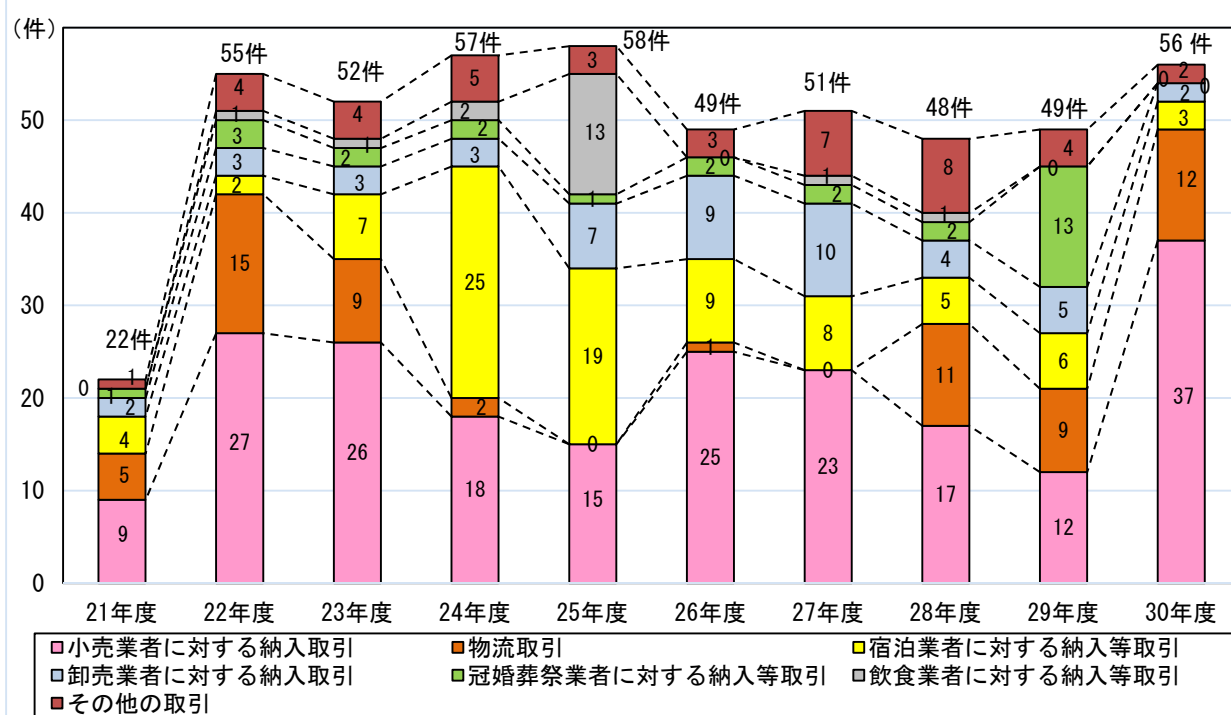
岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について、優越タスクにより審査を行い、警告を行った。

岩手県産株式会社は、納入業者のうち、1か月間における特定商品（岩手県産株式会社が納入業者から仕入れた商品のうち、物産展において販売するために仕入れた商品等を除いたもの。）の仕入金額（消費税相当額を除く。）の合計額が100万円以上となった納入業者のほとんど全てに対し、平成29年7月から平成30年9月までの間、自社の収益状況を改善するために、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該合計額に2パーセントを乗じて得た額に108パーセントを乗じる方法により算出した額を「事務手数料」と称して、当該納入業者に対して支払うべき代金の額から減じていた。

（平成30年11月21日 警告）

3 注意の件数及び内容

<図：年度別注意件数の推移>



(1) 注意を行った56件を取引形態別にみると、前図のとおり、小売業者（ドラッグストア、ホームセンター等）に対する納入取引が37件と最も多く、次いで物流取引が12件、宿泊業者に対する納入等取引が3件、卸売業者に対する納入取引が2件、その他の取引が2件となっている。

(2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が60件中29件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が15件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が43件中9件と最も多く、次いで「その他経済上の利益の提供の要請」と「減額」がそれぞれ8件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が3件中3件となっている。

なお、取引形態に関係なく、優越タスクにおいて注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「従業員等の派遣の要請」が31件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」が15件となっている。

<表：注意事案の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者に 対する 納入取引	物流取引	宿泊業者に 対する 納入等取引	卸売業者に 対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	3	6	3	0	0	12
協賛金等の負担の要請	15	0	0	0	0	15
従業員等の派遣の要請	29	0	0	1	1	31
その他経済上の利益の 提供の要請	3	8	0	0	0	11
返品	4	0	0	1	0	5
支払遅延	2	7	0	0	0	9
減額	3	8	0	1	1	13
取引の対価の一方的決 定	1	2	0	0	0	3
不当な給付内容の変更 及びやり直し	0	9	0	0	0	9
その他	0	3	0	0	0	3
合計	60	43	3	3	2	111

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(56件)と行為類型の内訳の合計数(111件)とは一致しない。

(3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

第2 効率的・効果的な処理

1 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為類型に特化した調査を行うことで事例や処理方法の蓄積を図り、これを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更なる調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

- (2) 平成30年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約48日であった（前年度は約41日）。

2 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向き、又は、関係事業者を公正取引委員会に招致して、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案について、関係事業者の取引先事業者からヒアリングを行うなどフォローアップ調査を行っているところ、平成30年度に実施したフォローアップ調査6件のうち、5件において取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者グループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものも6グループあった。

別紙

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

購入・利用強制

- (1) ドラッグストアを営むAは、商品部のバイヤーから、取引先納入業者に対し、クリスマスケーキの購入を要請していた。
- (2) スーパーマーケット及びファッション専門店を営むBは、商談・発注担当者が専務取締役名義の文書等を送付する方法で、取引先納入業者に対し、お節料理の購入を要請していた。また、Bは、ギフト商品の販売会を開催する際に、商談・発注担当者が文書等を送付して販売会の開催日及び販売するギフト商品を伝える方法により、取引先納入業者に対し、ギフト商品の購入を要請していた。

協賛金等の負担の要請

- (3) ホームセンターを営むCは、取引先納入業者に対し、協賛金額の算出根拠等を明確にすることなく、最大で開店後6か月間にわたり、オープン協賛の負担を要請していた。
- (4) ドラッグストアを営むDらの持株会社であるDDは、Dらが子会社となったときなどに、既に取り引のあった納入業者に対して一律に、新規開店に係る協賛金の負担を要請するようDらに指示し、Dらは、算出根拠、使途、納入業者が得られる利益等を示さずに協賛金の負担を要請していた。
- (5) 家具小売業を営むEは、取引先納入業者に対し、協賛金の額に関する具体的な算出根拠等を明確にすることなく、販売促進費用の一部に充てるための販売協賛金と、新規開店時のオープンセールにおける値引原資の一部に充てるためのオープン協賛金を要請していた。

従業員等の派遣の要請

- (6) ホームセンターを営むFは、店舗の新規開店に際し、取引先納入業者に対し、他社商品を含めた家具等の陳列作業を行わせるため、従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (7) 食品スーパーを営むGは、毎年春及び秋の棚替えに際し、取引先納入業者に対し、他社商品を含めた商品の陳列作業を行わせるため、日当以外の従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

- (8) ドラッグストアを営むHは、新規開店及び改装開店に際し、取引先納入業者に対し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせるため、派遣に通常要する費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。

返品

- (9) ホームセンターを営むIは、取引先納入業者に対し、買取り条件で仕入れた商品について、棚替えによって棚から外れた際に、その都度納入業者から同意を得ていたものの、返品によって納入業者に通常生じる費用を負担することなく返品していた。

その他経済上の利益の提供の要請

- (10) 食品スーパーを営むJは、取引先納入業者に対し、本来納入業者が負担する必要がないにもかかわらず、福袋に入れる商品が無償で提供するように要請していた。

2 物流取引

支払遅延

- (1) 建設資材製造業を営むKは、書面による合意を得ることなく、金融機関休業日を理由として、取引先物流事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日までに運送代金を支払っていなかった。

減額

- (2) 物品賃貸業を営むLは、取引先物流事業者に対し、「●●値引き」と称して、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた運賃に一定率を乗じて得た額を減額していた。
- (3) 物品賃貸業を営むMは、取引先物流事業者に対し、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、支払代金から千円単位又は百円単位の端数分を減額していた。
- (4) 食品製造業を営むNは、取引先物流事業者に対し、物流事業者から書面による合意を得ることなく、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料相当額を減額していた。

不当な経済上の利益の提供要請

- (5) 発泡樹脂製品等の製造業を営むOは、取引先物流事業者に対し、契約外の業務である顧客指定場所における荷下ろし等の業務について、当該業務に係る費用を支払うことなく従事させていた。

その他

- (6) 機械器具製造業を営むPは、取引先物流事業者に対し、期間135日の手形を交付していた。
- (7) ゴム製品製造業を営むQは、取引先物流事業者に対し、工場や流通センターにおける積込みや荷下ろしの際、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、無償で待機させていた。
- (8) 外装材製造業を営むRは、取引先物流事業者に対し、工場から出荷する際に、物流事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、無償で待機させていた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

宿泊業を営むSは、取引先納入業者に対し、取引関係に影響を及ぼし得る総支配人がチラシと購入希望数量を記載した文書を手交する方法等により、クリスマスケーキやお節料理の購入を要請していた。

4 卸売業者に対する納入取引

減額

機械器具卸売業を営むTは、取引先納入業者に対し、「事務手数料」と称して、支払代金に一定率を乗じて得た額を、あらかじめ定めた代金から減額していた。

5 その他の取引

従業員等の派遣の要請

- (1) 総合工事業を営むUは、取引先納入業者に対し、毎年1月と7月に開催する住宅展示会に際し、駐車場の整理・誘導、来客者のブースへの案内等を行わせるため、派遣に通常要する費用を負担することなく、従業員等の派遣を要請していた。
- (2) 持株会社であるVは、ホームセンターを営む連結子会社と共に、取引先納入業者に対し、当該連結子会社の新規開店や改装開店の際、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせるため、派遣に通常要する費用を負担することなく、従業員等を派遣するよう要請していた。

平成30年度のIT・デジタル関連分野における取組状況

1 情報提供窓口の運用状況

公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年10月21日に専用の情報提供窓口を設置した。平成28年度以降の各年度における情報受付件数は以下のとおりである。

当委員会においては、今後窓口の更なる周知徹底を図るなどして、より効率的な情報収集ができるよう取り組んでいくこととしている。

	(件)		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
IT・デジタル関連分野	50	104	117

2 ITタスクフォース等の取組状況

公正取引委員会は、平成13年4月、IT・公益事業タスクフォースを設置していたところ、平成28年7月、同タスクフォースを改組し、「ITタスクフォース」及び「公益事業タスクフォース」に分離し、ITタスクフォースでは、IT・デジタル関連分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に専門的な検討・分析に基づく調査を実施することとしている。

平成30年度には、デジタル・プラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による単独行為事案について積極的な審査を行った。

平成30年度に公表した事案

ペット取引の仲介サイト

みんなのペットオンライン株式会社が、同社が運営するペット仲介サイトを利用するブリーダーに対し、他のペット仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑い

iPhone

Apple Japan合同会社が、同社とMNO3社との契約に基づき、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、MNO3社の事業活動を制限している疑い

民泊サービス仲介サイト

エアビーアンドビーが、取引先事業者が他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑い

事業者から改善措置の申出等

競争秩序の回復



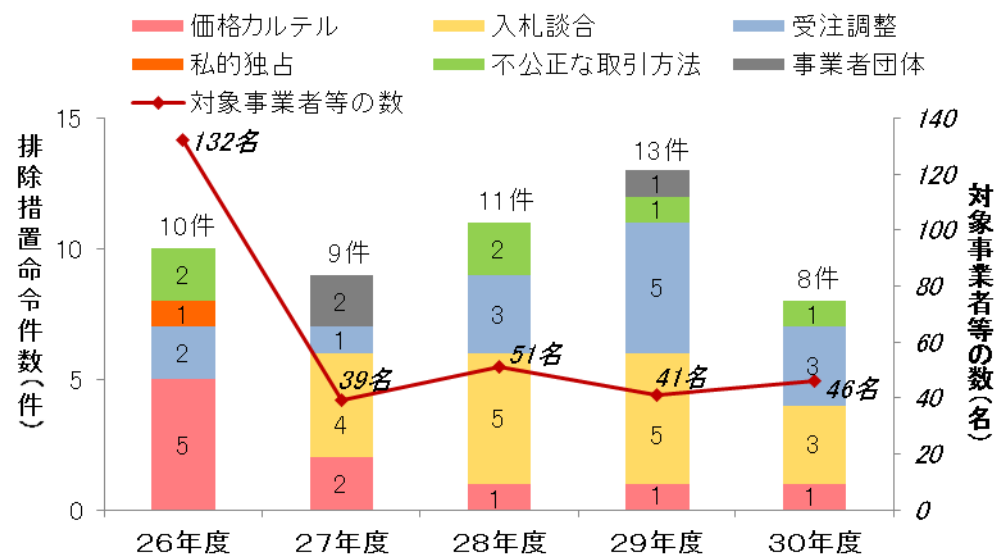
公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

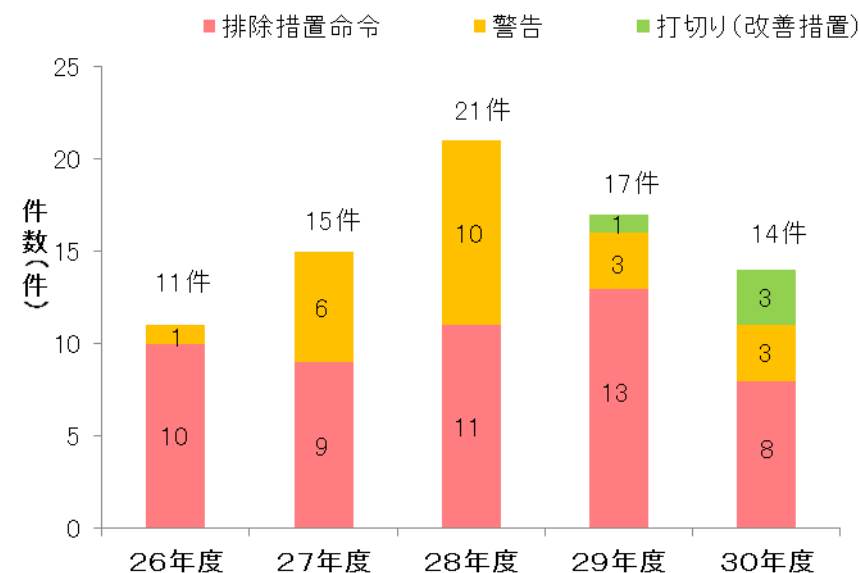
平成30年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

令和元年6月5日
公正取引委員会

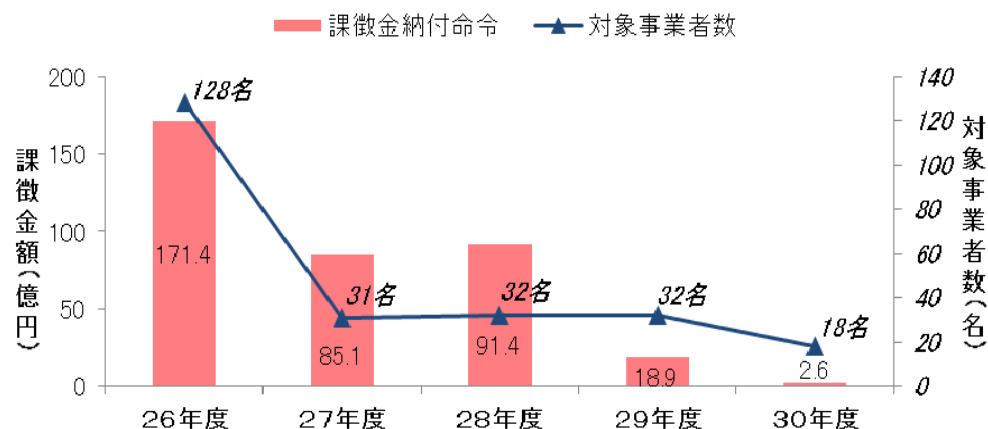
◆排除措置命令は8件



◆警告, 改善措置は各3件



◆課徴金額は約2.6億円

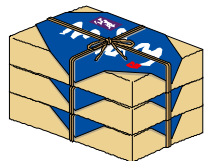


行為類型	件名等
価格カルテル	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件 (平成30年10月排除措置命令)
入札談合	宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社または宮城県が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件(平成30年7月排除措置命令3件)
受注調整	・全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 (平成30年7月排除措置命令) ・ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件 (平成30年10月排除措置命令2件)
不公正な取引方法	株式会社フジタに対する件 (平成30年6月排除措置命令)

事案の迅速かつ効果的な処理の工夫



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



卸売、小売等を営む事業者による
納入業者に対する支払代金の減額



ガス会社によるサービスショップに
対する必要以上の数量のファンヒーター
の購入要請



タクシー事業協同組合による組合員
のタクシー事業の不当な拘束



ペット取引の仲介サイトの運営事業
者によるブリーダーに対する情報掲載
の制限



スマートフォンの取引に係る契約に
おける携帯電話事業者の事業活動の
制限



民泊サービス仲介サイトの運営事業
者による取引先事業者の事業活動の
制限

警告

事業者からの
改善措置の
申出等を受け
審査終了

事案の内容を踏まえつつ、各事案について
速やかに競争秩序を回復

公正かつ自由な競争の維持促進

- ◆ 優越的地位の濫用行為には厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査
 - ⇒ 岩手県内で生産される商品の卸売，小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について警告（平成30年11月21日）
 - ⇒ 問題の見られた小売業者，宿泊業者，卸売業者等に注意

年度 (平成)	26	27	28	29	30
注意件数	49件	51件	48件	49件	56件

◆ 未然防止の観点からの迅速な対処

- 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は, 原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

年度 (平成)	26	27	28	29	30
酒類	635件	490件	420件	96件	22件
石油製品	326件	341件	732件	352件	194件
家電製品	3件	3件	1件	4件	0件
その他	18件	7件	2件	5件	11件
合計	982件	841件	1,155件	457件	227件

- 石油小売業者に対してレギュラーガソリンをその供給に要する費用を著しく下回る対価で販売していた石油製品卸売業者に対し, 不当廉売につながるおそれがあるとして注意(3件)

デジタルプラットフォーマー等のI T・デジタル関連分野の事業者による独占禁止法違反被疑行為に係る取組

I Tタスクフォースの
設置

I T・デジタル関連分野における情報提供
窓口の設置(平成28年10月21日)

事業者から改善措置の申出等(3件)

- みんなのペットオンライン株式会社が、同社が運営するペット仲介サイトを利用するブリーダーに対し、他のペット仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑い
(平成30年5月 公表)
- Apple Japan合同会社が、同社とMNO3社との契約に基づき、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、MNO3社の事業活動を制限している疑い
(平成30年7月 公表)
- エアビーアンドビーが、取引先事業者が他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑い
(平成30年10月 公表)

◆ 調査した事件において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注者に要請・申入れ

発注者	要請・申入れの内容
農林水産省	・ 東北農政局の職員の行為 農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。（平成30年6月14日） ・ 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為 農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められた。このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。（平成30年6月14日）
宮城県	宮城県が、北部土木事務所発注の建設関連業務のうち特定の入札に関し、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、同県が定める談合情報対応マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。（平成30年7月26日）

平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況について(ポイント)

国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整に厳正に対処（課徴金額約2.6億円）

○価格カルテル

- ◆ 近畿地区に店舗を設置する百貨店業者による優待ギフト送料の価格カルテル事件
(平成30年10月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

○入札談合・受注調整

- ◆ 全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者による受注調整事件
(平成30年7月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ◆ 宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社又は宮城県が発注する建設関連業務の入札等の参加業者による入札談合事件
(平成30年7月 排除措置命令及び課徴金納付命令)
- ◆ ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者による受注調整事件
(平成30年10月 排除措置命令及び課徴金納付命令)

不公正な取引方法

- ◆ 農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事に関する株式会社フジタによる競争者に対する取引妨害事件
(平成30年6月 排除措置命令)
- ◆ 大阪瓦斯株式会社によるサービスショップに対する優越的地位の濫用事件
(平成31年1月 警告)
- ◆ 今治タクシー事業協同組合による組合員に対する拘束条件付取引事件
(平成31年3月 警告)

社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処

中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに迅速に対応

○優越的地位の濫用

- ◆ 優越的地位濫用事件タスクフォースによる効率的かつ効果的な審査
 - ・岩手県産株式会社による納入業者に対する優越的地位の濫用事件(平成30年11月 警告)
 - ・56件の注意

○不当廉売

- ◆ 酒類、石油製品等の小売業について227件の注意
- ◆ 石油製品卸売業者に対する注意(3件)

デジタル・プラットフォーマー等のIT・デジタル関連分野の事業者による独占禁止法違反被疑行為に係る取組

○事業者から改善措置の申出等

- ◆ みんなのペットオンライン株式会社が、同社が運営するペット仲介サイトを利用するブリーダーに対し、他のペット仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑い
(平成30年5月 公表)
- ◆ Apple Japan 合同会社が、同社とMNO3社との契約に基づき、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、MNO3社の事業活動を制限している疑い
(平成30年7月 公表)
- ◆ エアビーアンドビーが、取引先事業者が他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑い
(平成30年10月 公表)